

明日香村検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本村が締結した工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約（以下「契約等」という。）に係る検査を、適正かつ効率的に執行するために必要な事項を定め、契約事項の適正な履行を確保することを目的とする。

(検査員の服務)

第2条 検査員は、地方自治法施行令第167条の15第2項及びその他の関係法令に基づき、厳正にその服務を行わなければならない。

2 検査員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技能の習得に努めなければならない。

3 検査員は、職務の遂行にあたって知り得た業務上の秘密事項を他に洩らしてはならない。

(検査員)

第3条 検査員は、村長から任命された職員をもって充てる。

(検査対象等)

第4条 検査対象等は、次のとおりとする。

検査区分	検査員	所管課の職員で主査以上の職にある者
検査対象	・建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る契約等	・左記以外の契約等

(検査の種類)

第5条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完成検査 契約事項が完了したときに行う検査。

(2) 出来形検査 契約事項の完了前に部分払い又は契約を解除しようとするときに行う検査。

(3) 中間検査 契約期間の途中において、必要と認めたときに行う検査。

(検査の依頼)

第6条 所管課長は、契約等を締結したときは、検査依頼書(様式第1号)を総務財政課長に提出しなければならない。

(検査員の指名等)

第7条 総務財政課長は、前条による検査依頼書の提出があったときは、次の区分により検査員を指名し、検査員に通知するとともに、その写しを所管課長に送付するものとする。

区 分	検査員数
契約金額2,000万円未満	1名
契約金額2,000万円以上	2名

2 前項の規定にかかわらず、検査対象物が特殊な場合で、特に専門的な知識又は技能が必要で村職員では検査が困難又は適当でないと認められるときは、検査を村職員以外の者に委託することができる。

3 所管課長は、第1項による送付を受けたときは、契約の相手方（以下「契約者」という。）に検査員名等を通知するものとする。

4 所管課長は、検査依頼書の内容に変更があったときは、総務財政課長及び検査員と協議し処理するものとし、必要に応じ契約者に通知するものとする。

(検査の立会い)

第8条 検査は、監督員及び契約者その他必要と認められる関係者を立会わせて行うものとする。この場合において、検査員は、立会者に当該契約に係る関係書類その他必要な物品を提示若しくは提出させ又は事実の説明を求めることができる。

(検査の方法)

第9条 検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき行うものとする。

2 地下、水中、その他仕上げ内部面等外部からの検査が行い難い部分については、前項によるもののほか、関係者からの聞き取り、写真その他の関係書類により検査するものとする。

3 検査を行うにあたって、当該検査に必要な範囲内で破壊若しくは分解又は試験等を行うことができる。ただし、この場合の破壊は、必要最小限にとどめなければならない。

4 工事の検査は、奈良県土木工事技術検査基準に基づき適否を判定するものとする。

(手直しの指示)

第10条 検査員は、検査の結果、不適合と認められる部分(以下「不適合部分」という。)があるときは、その原因を究明し、契約者の責に帰すべきものについては、所管課長に対し、補修若しくは取替え又は改造の指示をしなければならない。

2 前項の指示は、検査員が手直し指示書(様式第2号)により指示事項を所管課長に通知し、これに基づき所管課長が契約者に通知するものとする。

3 検査員は前項により手直しを指示したときは、直ちに手直し指示報告書(様式第3号)を作成し、村長に報告しなければならない。

4 所管課長は、契約者から手直し完了届(様式第4号)の提出があったときは、速やかに監督員に確認させなければならない。

(手直し完了検査)

第11条 所管課長は、前条第4項による監督員の確認後、手直し完了届の写しを総務財政課長に提出し、検査を受けなければならない。

2 前項による検査は、手直し部分について行い、当初検査を担当した検査員をもってこれに充てるものとする。ただし、やむを得ない場合は、他の検査員を充てることができる。

3 検査員は、前項による検査を完了したときは、手直し指示確認書(様式第5号)により所管課長を経由し村長に報告しなければならない。

(検査調書等の作成)

第12条 検査員は、検査が完了したときは、次の書類を原則として5日以内に作成し、当該検査に係る関係書類を添付のうえ、村長の決裁を受けなければならない。

(1) 検査報告書(様式第6号)

(2) 建設工事成績評定表(建設工事の場合のみ)

(検査報告書等の提出)

第13条 検査員は、前条により村長の決裁を受けたときは、検査報告書及び建設工事成績評定表(建設工事の場合のみ)の写しを総務財政課長に提出するものとする。

(検査の中止)

第14条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに総務財政課長に報告しなければならない。

(1) 立会うべき者が立会うことができないとき。

(2) 検査に必要な書類等が提出されないとき。

(3) 検査対象物が契約書等と著しく相違し、重大な欠陥があるとき。

(4) 検査員が職務執行を妨害されたとき又はそのおそれがあるとき。

2 総務財政課長は、前項に該当する事実があると認めるときは、適切な処置を執るものとする。

(検査員指定表の整理)

第15条 総務財政課長は、検査員の指定状況を検査員指定表(様式第7号)に整理し、当該年度の末日まで保管しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、村長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

検 査 依 頼 書

平成 年 月 日

課長 殿

下記の検査を依頼します。

所管課長 ④

記

検 査 の 種 類	完成検査 ・ 出来形検査 ・ 中間検査
件 名	平成 年度 第 号 工事
契 約 日	平成 年 月 日
契 約 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
契 約 金 額	金、 円
契約者の住所及び名称	
契 約 の 概 要	
監督員の職 ・ 氏名	
検 査 予 定 日	平成 年 月 日

検 査 命 令 書

上記の検査を命ずる。

平成 年 月 日

様

課長 ④

手直し指示書

記

検査の種類	完成検査 ・ 出来形検査 ・ 中間検査
件名	
契約日	平成 年 月 日
契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
契約者の住所及び名称	
検査日	平成 年 月 日
監督員の職・氏名	
契約者側立会者	

手直し指示事項

上記のとおり措置されたい。

平成 年 月 日

所 管 課 長 殿

検査員

⑩

平成 年 月 日

明日香村長 殿

検査員

㊟

手直し指示報告書

このことについて、下記のとおり指示しましたので報告します。

記

検査の種類	完成検査 ・ 出来形検査 ・ 中間検査
件名	
契約日	平成 年 月 日
契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
契約金額	金、 円
契約者の住所及び名称	
検査日	平成 年 月 日
監督員の職・氏名	
契約者側立会者	
手直し指示事項	

手直し完了届

記

検査の種類	完成検査 ・ 出来形検査 ・ 中間検査
件名	
契約日	平成 年 月 日
契約期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
契約金額	金、 円
契約者の住所及び名称	
検査日	平成 年 月 日
手直し期限	平成 年 月 日
手直し完了日	平成 年 月 日

手直し指示事項		手直しに対する措置	
---------	--	-----------	--

上記のおり手直しが完了したので届けます。

平成 年 月 日

明日香村長 殿

契約者



平成 年 月 日

明日香村長 殿

検査員

⑩

手直し指示確認書

このことについて、手直し指示の結果を下記のとおり報告します。

記

検査の種類	完成検査 ・ 出来形検査 ・ 中間検査		
件名			
契約日	平成 年 月 日		
契約期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
契約金額	金、 円		
契約者の住所及び名称			
当初検査日	平成 年 月 日		
監督員の職・氏名			
手直し完了日	平成 年 月 日		
手直し検査日	平成 年 月 日		
手直し指示検査員			
手直し指示事項		手直しに対する措置	

平成 年 月 日

明日香村長 殿

検査員 〇〇

検 査 報 告 書

このことについて、下記のとおり検査の結果を報告します。

記

検査の種類	完了検査 ・ 出来形検査 ・ 中間検査				
件名					
契約日	当初 変更	平成 平成	年 年	月 月	日 日
契約期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
契約金額	金、 円				
契約者の住所及び名称					
契約の概要					
検査日	平成 年 月 日				
監督員の職・氏名					
検査評定	工 事 測量・設計	優 良 ・ 良 好 ・ 普 通 ・ や や 不 良 ・ 不 良 <small>※ 優秀100～90, 良好89～80, 普通79～65, やや不良64～50, 不良49～0.</small>			
	そ の 他	良 好 <input type="checkbox"/> ・ 契約期間内に完了している ・ <input type="checkbox"/> ・ 契約書、仕様書等の規定を満たしている 普 通 <input type="checkbox"/> ・ 機能・破損等の補修事項はなかった 不 良 <input type="checkbox"/> ・ 必要提出書類は整っている			

